



# 島根県報

平成17年12月6日 (火)  
第 1,733 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

告 示	
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地域福祉課) 1
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	( " ) 2
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	( " ) 4
ヨ－ネ病の発生	(農畜産振興課) 4
土地改良区の設立の認可	(農村整備課) 5
換地計画書の縦覧	( " ) 5
解除予定保安林 (2件)	(森林整備課) 5
保安林予定森林	( " ) 6
保安林の指定施業要件の変更 (2件)	( " ) 6
森林法第189条の規定による告示及び掲示	( " ) 7
公 告	
平成17年度島根県各種功労者の表彰	(秘書課) 7
人委告示	
平成17年度島根県職員 (少年補導職員) 採用試験の実施	10
平成17年度島根県職員 (理学療法士) 採用試験の実施	12

## 告 示

### 島根県告示第1,243号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	訪問看護	六日市訪問看護ステーション	鹿足郡六日市町六日市580番地4	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	訪問介護	六日市ホームヘルパーステーション	鹿足郡六日市町六日市580番地4	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	訪問入浴介護	六日市訪問入浴事業所	鹿足郡六日市町六日市580番地4	平成17年9月30日

社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	通所介護	六日市デイサービスセンター	鹿足郡六日市町六日市573番地2	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	通所介護	七日市デイサービスセンター	鹿足郡六日市町七日市942番地5	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	短期入所生活介護	特別養護老人ホームみろく苑	鹿足郡六日市町六日市582番地1	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	認知症対応型共同生活介護	グループホームあさくら	鹿足郡六日市町朝倉712番地	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	居宅介護支援事業	六日市ケアマネセンター	鹿足郡六日市町六日市580番地4	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	居宅介護支援事業	柿木村居宅介護支援事業所	鹿足郡柿木村柿木80	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	通所介護	柿木村デイサービスセンター	鹿足郡柿木村柿木80	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	訪問介護	柿木村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	鹿足郡柿木村柿木80	平成17年9月30日
社会福祉法人 吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地4	短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所とびのこ苑	鹿足郡柿木村柿木80	平成17年9月30日
医療法人 水上整形外科医院	益田市乙吉町口33番地	通所リハビリテーション	あすかデイケアセンター	益田市乙吉町口33番地 水上整形外科医院2階	平成17年10月26日
社会福祉法人 弥栄福祉会	浜田市弥栄町長安本郷442番地2	訪問介護	弥栄福祉会 居宅サービス事業所	浜田市朝日町73-6	平成17年10月1日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2丁目12番10号	居宅介護支援事業	全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	松江市伊勢宮町543-3 労済会館別館	平成17年9月1日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2丁目12番10号	訪問介護	全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	松江市伊勢宮町543-3 労済会館別館	平成17年9月1日

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームみろく苑	介護老人福祉施設	鹿足郡六日市町六日市582番地1	平成17年9月30日
特別養護老人ホームとびのこ苑	介護老人福祉施設	鹿足郡柿木村柿木80	平成17年9月30日

島根県告示第1,244号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	訪問看護	六日市町訪問看護ステーション	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	平成17年9月29日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	訪問介護	六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	平成17年9月29日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	訪問入浴介護	六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	平成17年9月29日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	通所介護	六日市町デイサービスセンター	鹿足郡六日市町六日市573番地 2	平成17年9月29日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	通所介護	七日市デイサービスセンター	鹿足郡六日市町七日市942番地 5	平成17年9月29日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	短期入所生活介護	特別養護老人ホームみろく苑	鹿足郡六日市町六日市582番地 1	平成17年9月29日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	認知症対応型共同生活介護	グループホーム「あさくら」	鹿足郡六日市町朝倉712	平成17年9月29日
社会福祉法人 六日市町社会福祉協議会	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	居宅介護支援事業	六日市町在宅介護支援センター	鹿足郡六日市町六日市580番地 4	平成17年9月29日
社会福祉法人 柿木村社会福祉協議会	鹿足郡柿木村大字柿木81番地	居宅介護支援事業	柿木村居宅介護支援事業所	鹿足郡柿木村大字柿木98番地	平成17年9月29日
社会福祉法人 柿木村社会福祉協議会	鹿足郡柿木村大字柿木81番地	通所介護	柿木村デイサービスセンター	鹿足郡柿木村柿木80	平成17年9月29日
社会福祉法人 柿木村社会福祉協議会	鹿足郡柿木村大字柿木81番地	訪問介護	柿木村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	鹿足郡柿木村大字柿木98番地	平成17年9月29日
社会福祉法人 柿木村社会福祉協議会	鹿足郡柿木村大字柿木81番地	短期入所生活介護	指定短期入所生活介護事業所とびのこ苑	鹿足郡柿木村大字柿木98番地	平成17年9月29日
社会福祉法人 弥栄福祉会	浜田市弥栄町長安本郷442番地 2	訪問介護	弥栄福祉会 居宅サービス事業所	浜田市弥栄町木都賀イ539 - 1	平成17年9月30日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2丁目12番10号	居宅介護支援事業	全労済在宅介護サービスセンター	八束郡東出雲町大字錦浜583 - 1	平成17年8月31日
全国労働者共済生活協同組合連合会	東京都渋谷区代々木2丁目12番10号	訪問介護	全労済在宅介護サービスセンター ほほえみ	八束郡東出雲町錦新町8丁目1番1号	平成17年8月31日

介護機関の名称	廃止する施設	所 在 地	廃止年月日
特別養護老人ホームみろく苑	介護老人福祉施設	鹿足郡六日市町六日市582番地 1	平成17年9月29日
特別養護老人ホームとびのこ苑	介護老人福祉施設	鹿足郡柿木村大字柿木98番地	平成17年9月29日

島根県告示第1,245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所			変更年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称		所在地	
			変更前	変更後		
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	居宅介護支援事業	仁多病院居宅介護支援事業所	奥出雲病院居宅介護支援事業所	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	平成17年10月1日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	短期入所療養介護	奥出雲町立仁多病院	町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	平成17年10月1日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	介護療養型医療施設	奥出雲町立仁多病院	町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	平成17年10月1日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	訪問リハビリテーション	奥出雲町立仁多病院	町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	平成17年10月1日
奥出雲町	仁多郡奥出雲町三成358番地1	居宅療養管理指導	奥出雲町立仁多病院	町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	平成17年10月1日
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	居宅介護支援事業	柿木村居宅介護支援事業所	柿木村ケアマネセンター	鹿足郡吉賀町柿木村柿木80	平成17年10月1日
社会福祉法人吉賀町社会福祉協議会	鹿足郡吉賀町六日市580番地4	訪問介護	柿木村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	柿木村ホームヘルパーステーション	鹿足郡吉賀町柿木村柿木80	平成17年10月1日
社会福祉法人津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町日原14番地	居宅介護支援事業	津和野町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	津和野居宅介護支援事業所	鹿足郡津和野町森村イ1025番地	平成17年10月1日
社会福祉法人津和野町社会福祉協議会	鹿足郡津和野町日原14番地	訪問介護	社会福祉法人津和野町社会福祉協議会	津和野訪問介護事業所	鹿足郡津和野町森村イ1025番地	平成17年10月1日

島根県告示第1,246号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄田信義

家畜伝染病の種類	家畜の種類	生年月日	発生頭数	発生場所	発生年月日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病（患畜）	牛	平成12年8月27日	1頭	出雲市	平成17年11月15日	ホルスタイン、自家産牛

## 島根県告示第1,247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第 1 項の規定により、松江市千酌土地改良区の設立を平成17年11月28日付  
けで認可した。

平成17年12月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県告示第1,248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う名島地区の換地計画  
を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることがで  
きる。

平成17年12月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧の期間

平成17年12月 6 日から21日間

## 3 縦覧の場所

斐川町役場

## 島根県告示第1,249号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示  
する。

平成17年12月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 解除予定保安林の所在場所

邑智郡美郷町村之郷1247 - 14から1247 - 16まで、1247 - 19、1249 - 5、1261 - 3、1262 - 7、1263 - 7、1266 - 4、  
1266 - 5

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第1,250号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示  
する。

平成17年12月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所  
邑智郡美郷町村之郷1247 - 17、1249 - 6、1249 - 7、1266 - 6
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- 

島根県告示第1,251号

次の保安林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林予定森林の所在場所  
浜田市金城町小国イ863 - 4
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 

島根県告示第1,252号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和59年4月25日農林水産省告示第844号
  - 2 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採方法 変更しない。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 

島根県告示第1,253号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。  
昭和58年8月12日農林水産省告示第1,425号(一に限る。)
- 2 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1,254号

平成17年農林水産省告示第1,015号で保安林に指定された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定に基づき、その通知の内容を出雲市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所				不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
市	町	字	地 番	保安林の権利者	住 所
出雲	東福	横手	1473続2	南目朝実	出雲市東福町1474
〃	〃	〃	1474 - 2	〃	〃

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

公 告

平成17年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程(昭和28年島根県告示第490号)第3条第2項の規定により公告する。

平成17年12月6日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	功 績 の 要 旨
石橋 貞子	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。
杵村テル子	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。
吾郷 久雄	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。
吉松 晴男	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。
水谷千枝子	多年学校教育に従事し私立学校教育の振興に寄与した。
後藤 佳弘	多年高圧ガスによる災害事故防止に努め保安意識の高揚と安全管理の推進に寄与した。
青山善太郎	多年町長として地方自治の伸展に寄与した。
角田 成功	多年町長として地方自治の伸展に寄与した。
天野 良三	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。

石倉 孝昭	多年市長として地方自治の伸展に寄与した。
川本 晋平	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
日高 丈夫	多年村監査委員並びに選挙管理委員会委員として地方自治の伸展に寄与した。
大谷 文男	多年町助役として地方自治の伸展に寄与した。
佐々木悦淨	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
安井 譽	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
廣田 雅彦	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
大野 博康	多年市助役・収入役として地方自治の伸展に寄与した。
寺戸 郁朗	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
大上 進	多年村議会議員並びに村助役・収入役として地方自治の伸展に寄与した。
新田 芳夫	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
石飛 隆	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
板持 弘義	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
細木 継實	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
柳樂 徹	多年町議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
川瀬 喜八	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
大草 源司	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
内村 節男	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
石原 由一	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
金田 鼎	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。
曾田 早苗	多年明日を創る女性のつどい「ハイヌーン・しまね」会長として女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
藤澤 英子	多年人権教育の実践に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
本田カズエ	多年女性の地位の向上と社会参加の推進に努め女性団体のネットワーク化に寄与した。
佐々木公子	多年農協女性部活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
和田 伸子	多年商工会女性部活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。
藤岡 則義	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
秋風 進	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。
荒木 文夫	多年彫塑会会長として創作活動の先頭に立ち芸術文化の振興に寄与した。
永和 光雄	多年在巴島根県人会会長として組織の運営に努め国際交流の推進に寄与した。
北山 尚男	多年県自然環境保全地域の適切な管理と保護活動に努め地域の環境保全に寄与した。
藤原 定泰	多年地域の環境美化と自然保護の実践に努め地域の環境保全に寄与した。
森下 明	多年地域医療の推進と医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
古賀 五之	多年地域医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
多田 寛子	多年地域歯科医療の推進と児童生徒の健康管理・保健衛生指導に努め保健医療の向上に寄与した。
棕 良昭	多年地域歯科医療の推進と歯科医師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
江角 純子	多年地域歯科医療の推進に努め保健医療の向上に寄与した。
田中 慎二	多年医薬分業の推進と薬剤師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。
高木 清文	多年医薬分業の推進と薬剤師会の運営に努め保健医療の向上に寄与した。

岡崎 弘子	多年生活衛生営業経営特別相談員として事業者の資質の向上に努め公衆衛生の向上に寄与した。
青山 典子	多年育児園園長として児童福祉の向上に寄与した。
森脇 良孝	多年保育園園長として児童福祉の増進と職員の資質向上に寄与した。
細木カズコ	多年母子会会長として組織の運営と福祉の増進に努め母子福祉の向上に寄与した。
音訳奉仕の会「ひびき」 島根県協議会	多年視覚障害者の音訳奉仕に努め障害者福祉の向上に寄与した。
岡 庸道	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
林 啓碩	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
池本 恵子	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
吉田 清和	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
山本 力男	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
若狭 松代	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
澁谷 宏治	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
小坂美奈子	多年民生児童委員として民生の安定と福祉の増進に努め社会福祉の向上に寄与した。
青木 茂	多年森林組合の役員として経営を支え林業の振興に寄与した。
濱田 利長	多年漁業協同組合の役員として経営を支えるとともに合併に取り組み漁業の振興に寄与した。
栗栖 誠	多年林業経営の近代化と技術の普及啓発に努め林業の振興に寄与した。
加瀬部 明	多年森林組合の役員として経営を支え林業の振興に寄与した。
太田 紀道	多年農業協同組合の役員として農業の振興に寄与した。
奥田 正雄	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
岡本 正儀	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
伊藤 凱皓	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。
吉岡 孝	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。
又賀 航一	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。
米山 幸男	多年振興組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。
壽山 隆一	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。
渡部 彰夫	多年工業組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。
佐藤 慎一	多年建設業協会の運営と会員の指導育成に努め建設業の発展に寄与した。
常松 則義	多年舗装協会の運営と会員の指導育成に努め建設業の発展に寄与した。
三上 哲哉	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した。
宇野 力夫	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。
松井 整司	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。
大賀 學	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。
岩田 亀吉	多年学校教育の充実に努め教育行政の推進に寄与した。
横山 元貞	多年学校医として児童生徒の健康管理と保健衛生指導に努め学校保健の向上に寄与した。
宍道 泰玄	多年サッカーの普及に努め地域スポーツの振興と青少年の健全育成に寄与した。
槻屋神楽保持者会	伝統芸能を復活・継承し文化財の保護と青少年の健全育成に寄与した。
濱崎 俊則	多年少年補導委員として青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
藤井 佐市	多年少年補導委員として青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。

浜田市東地区防犯協 会	多年防犯や交通安全活動を展開し青少年の健全育成と地域住民の防犯意識の高揚に寄与した。
----------------	--

## 人 事 委 員 会 告 示

島根県人事委員会告示第7号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定に基づき、平成17年度島根県職員（少年補導職員）採用試験を次のとおり実施する。

平成17年12月6日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成17年12月6日（火）～平成18年1月6日（金）

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）。郵送による場合は、平成18年1月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、平成17年12月28日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
少年補導	1名	島根県警察の諸機関に勤務し、少年の非行防止及び健全育成等の業務に従事

（注） 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
少年補導	次のいずれかに該当する者 ア 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者 イ 昭和59年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成18年3月31日までに卒業見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場		合 格 発 表
第1次試験	平成18年1月22日(日)	松 江 市	島根県職員会館 (松江市内中原町)	2月3日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を 掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結 果を通知する。
	受付時間 8:30~9:00 試験時間 9:30~15:00			
第2次試験	平成18年2月20日(月)			3月6日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を 掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結 果を通知する。
	受付時間 8:30~8:45 試験時間 9:00~			

5 試験の種目、配点及び内容

区 分	試験種目及び配点	内 容
第1次試験	教養試験(150点)	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
	専門試験(150点)	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
第2次試験	面接試験(500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	論文試験(200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
少年補導	社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、社会調査、社会福祉概論、児童福祉

7 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「少年補導請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「少年補導申込」と朱書し、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 上記3の受験資格を満たさない場合は、採用される資格を失う。

9 給与

初任給は、平成17年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

試験区分	学 歴	年 齢	初 任 給 月 額
少年補導	大学卒	22歳	170,700円

島根県人事委員会告示第8号

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定に基づき、平成17年度島根県職員(理学療法士)採用試験を次のとおり実施する。

平成17年12月6日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

1 受付期間

平成17年12月6日(火)~平成18年1月6日(金)

受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。)。郵送による場合は、平成18年1月6日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、平成17年12月28日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
理学療法士	1名	県立病院又は保健所に勤務し、専門的業務に従事

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢及び資格

試験区分	年 齢 ・ 資 格
理学療法士	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、理学療法士の免許を有するもの又は平成18年3月末までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みのもの

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 成年被後見人又は被保佐人(経過措置による準禁治産者を含む。)
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合 格 発 表
第1次試験	平成18年1月22日(日) 受付時間 8:30~9:00 試験時間	松	2月3日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結果を通知する。

	9 : 30 ~ 15 : 00		島根県職員会館 (松江市内中原町)	
第 2 次 試 験	平成18年 2 月20日 (月)	江 市		3 月 6 日に県庁前掲示板に合格者の受験番号を 掲示するほか、受験者(棄権者を除く。)に結 果を通知する。
	受付時間 8 : 30 ~ 8 : 45			
	試験時間 9 : 00 ~			

## 5 試験の種目、配点及び内容

区 分	試験種目及び配点	内 容
第 1 次 試 験	教養試験 (120点)	公務員として必要な知識及び知能について、択一式による短大卒業程度の筆記試験
	専門試験 (180点)	専門的な知識及び能力について、記述式による筆記試験
第 2 次 試 験	面接試験 (500点)	職務遂行能力等をみる目的での個別面接(事前に自己紹介書の提出)
	作文試験 (200点)	文章による表現力、課題に対する理解力等についての試験
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査(健康診断書の提出)

## 6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
理学療法士	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む。)、臨床医学大要(人間発達学を含む。)、理学療法

## 7 受験手続

## (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁 1 階受付、隠岐支庁総務局、県内各総務事務所、川本総務事務所 大田分室、島根県東京事務所、島根県大阪事務所、島根県広島事務所及び島根県九州事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「理学療法士請求」と朱書き、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形 2 号)を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

## (2) 受験の申込み

所定の申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「理学療法士申込」と朱書き、配達記録郵便又は簡易書留郵便にすること。

## 8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として 1 年間とする。

(2) 免許の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合や、3 の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

## 9 給与

初任給は、平成17年 4 月 1 日現在、短大卒21歳で165,500円で、このほか扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。(学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。)

なお、給与については、本県の財政事情により、現在、一定割合の減額措置を実施している。

